

容量市場 長期脱炭素電源オークション参加登録・応札・容量確保契約書の締結編（応札年度：2024年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	章	頁	ご意見	回答
1	2	14	三菱電機ネットワークへの申込殺到のため、数名の担当者クライアント証明書が発行できていない状況である。万が一、事業者情報の登録受付期間に間に合わなかった場合、「やむを得ない事情により変更が必要になった場合」に該当するか。	クライアント証明書の取得に関しては、事業者登録の受付期間に限らず実施できる事前手続きであるため、「やむを得ない事情により変更が必要になった場合」には該当いたしません。
2	2	16	2023年脱炭素電源オークションですでに事業者登録済みの事業者は、2024年度より追加された「事業者登録番号」「収入金課税事業者への該当有無」のみ追加で登録する理解である。その場合、「事業者情報変更申込画面」より変更手続きをすることでよいか。	すでに事業者登録済みの事業者は、「事業者情報変更申込画面」より変更手続きを行い、「事業者登録番号」「収入金課税事業者への該当有無」の追加登録を行ってください。なお、すでに事業者登録済みの事業者であっても、今年度分の電源等情報は新規登録が必要となります。
3	3	30	「注1：当該様式に記載された「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」は、制度適用期間にわたって維持することが求められることにご留意ください。」について、蓄電池の劣化等を加味した場合、設備容量（送電端）は維持できなくなることも想定される。その場合、期待容量>応札容量で応札することが想定されるが、落札後の設備容量（送電端/発電端）は変更可能で問題ないか。	落札後、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の変更は原則として認められておりません。 応札時に期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となり、各リクワイアメントにおいて制度適用期間にわたり適用され、リクワイアメント未達となった場合はペナルティが科されます。 応札容量として蓄電池の経年劣化を加味し、制度適用期間にわたり提供可能な容量を設定いただく、または蓄電池の経年劣化による容量減少分を補うための改修を予め計画しておくなど、制度適用期間のリクワイアメント遵守にあたり事業者にて適切に対応ください。
4	3	37	8「調整機能の有無」について、調整機能「有」を選択した場合は、余力活用に関する契約を締結したことが分かる書類（契約書の写し等）を提出とありますが、これはすでに運転開始済みの火力電源の改修等のみ該当すると理解してよいか。最終投資決定にも至っていない、開発中の案件については系統未連系であるなど、余力活用契約を締結するステータスにはないと思われます。余力活用契約の締結証憑の提出が要件となる対象を明確化いただきたい。	調整機能の有無については、調整機能を具備する全ての電源が調整機能「有」で登録する必要があります。なお、火力（既設火力の改修を除く）、揚水式水力、蓄電池については、調整機能を具備することを要件としているため、必ず調整機能「有」で登録する必要があります。 調整機能「有」で登録した場合、余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）は、実需給年度前年（時期は、別途公表）までに、容量市場システムにて提出していただきます。その旨をマニュアルに反映します。
5	3	41	添付資料1として「蓄電池に係る事業計画に記載した蓄電システムの見積書」を提出とありますが、見積書の対象としては、募集要綱の定義を参考にすると、蓄電システム（電池システム+PCS）であるとの理解でよいか。EMSは対象外か。	蓄電池に係る事業計画の添付資料1については、EMSも含めた蓄電システム全体の見積もりをご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
6	3	42	『No34.添付資料9 環境省地方事務所の了解を受けていることを確認できる書類』『注3：電源等情報登録時に「廃棄物処理法上の～2025年1月9日までに「廃棄物処理法上の広域認定を取得していることがわかる証憑」を～提出してください。』について要件緩和を求めたい。広域認定取得プロセスとして、4ステップ（①地方環境事務所への事前相談②地方環境事務所での事前確認③環境省本省での事前確認④環境省本省での審査）ある。現在は②が10/25まで、③もしくは④が2025/1/9までに必要と理解しているが、これを②が2025/1/9までに必要、と要件を変更いただきたい。①②のステップには実質1か月以上かかるものであり、オークション要件に広域認定が加わることが9/6に公表されてから申請開始した場合、要件を満たせない。これは新規取得する事業者を想定していない要件と考えるため。	2024年7月に実施した募集要綱での御意見を踏まえ、電源等情報登録の時点において広域認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き（ https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf ）第2章2.1（3）のとおり、環境省廃棄物規制課が受理していることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出する必要があります。 今回のご意見のように、応札後に広域認定を取得しようとするメーカーの蓄電池まで対象とした場合には、応札後に結果的に広域認定を取得できない場合には市場退出となるため、事業実施の確実性の観点から不適切であると考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）